

中間とりまとめ案に対するパブリックコメントについて ご議論いただきたい点

1. 「国単位での排出総量の相対的な大きさも考慮されるべき」との点について（資料 1-3 の p15、三つ目の ）

（原文）

なお、人為的な温室効果ガスの排出が気候変動の原因を成しているという観点から衡平性の確保を図るに当たっては、一人当たり排出量などの要素だけでなく、国際的に対策の責任の主体となっている国単位での排出総量の相対的な大きさも考慮されるべきである。

（修文意見及びその理由）

- ・ やや唐突で、過度に「排出総量の相対的な大きさも考慮されるべき」が強調されているように受け取られる。衡平性の確保を考える上で、「一人当たり排出量」はそれ単体のみで全てを解決できるような視点ではないが、排出削減をする能力や歴史的責任とともに欠くことのできない視点であり、「一人当たりの排出量」の重要性についても適切な言及が必要。
- ・ 誤解を招くので削除すべき。先進国が削減に成果をあげずに増加傾向を継続しているうちに、一人当たり排出量が先進国に比較して小さい国に先進国と同様の削減義務を求めるのは説得力のある主張とは言えない。（同様の意見 3 件）
- ・ 問題は、一人当たり排出量目標だけでは人口増加による排出増加を止められないことであり、そうした意味での総排出量を考慮することはよい。

（修文案）

修文意見及び国際枠組みに関する責任を有する国家はその領域内の排出に対しても基本的に責任を有していることを踏まえ、関係部分を次のとおり修正。

「なお、人為的な温室効果ガスの排出が気候変動の原因を成しているという観点から衡平性の確保を図るに当たっては、国際的に対策の責任の

主体となっている国単位での排出総量の相対的な大きさも考慮されるべきである。ただし、条約の前文にあるとおり、過去及び現在における世界全体の温室効果ガスの排出量の最大の部分を占めるのは先進国において排出されたものであること、途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないことについて留意されるべきである。」

2. 正確さを期すための修正案

(1) 資料 1-3 の p2、二つ目の について

(原文) 「大気中の CO₂ 濃度を 450、550、650、1000ppm で安定化させるには、」

(修文意見及びその理由)

1000ppm を並列で書くのは適当でないため、削除すべき。

(修正案)

当該部分が例示であることを明確にするため、「大気中の CO₂ 濃度を例
えば 450、550、650、1000ppm で安定化させるには、」と修正する。

(2) 資料 1-3 の p7、二つ目の について

(原文)

IPCC 等がまとめた気候変動問題に関する科学的知見を世界各国が共有すること、及び森林、海洋などの役割も含め科学的な知見を更に高める努力が必要である。

(修文意見及びその理由)

森林以外の炭素吸収源・貯蔵庫もあるため、「森林」を「炭素吸収源・貯蔵庫」と修正。

(修正案)

該当部分を次のとおり修正。

「森林などの炭素吸収源・貯蔵庫や、海洋などの役割も含め」

(3) 資料 1-3 の p7、三つ目の について

(原文)

究極目的の達成に向けては多くのパス(道筋)が存在する。しかし、気候変動問題の不可逆性や影響の甚大さなどを考慮すれば、「科学的知見の不確実性を理由に対策を延期すべきではない」という条約第3条3の規定に従って、今から確実に対策を講ずることが必要である。

(修正案)

該当部分を次のとおり修正。

「究極目的の達成に向けては多くのパス(道筋)が存在する。しかし、気候変動問題の不可逆性や影響の甚大さのリスクなどを考慮すれば、～(以下同じ)」

3. COP9 の結果を踏まえた修文

(1) 資料 1-3 の p4 について

(修正案)

以下のとおり COP9 の結果を追加。

昨年 12 月にはイタリア・ミラノで気候変動枠組条約第 9 回締約国会議(COP9)が開催され、閣僚級円卓会合の議長サマリーにおいて締約国からの発言として、

- ・ 気候変動は人類にとって最も重要な地球規模の問題であること、
- ・ 京都議定書の早期発効に対する強い支持及び議定書は条約の究極の目的に向けた重要な第一歩であること、
- ・ 既存の技術の利用と移転及び新技術の推進はともに進められるべきであり、補足し合うべきであること、
- ・ 気候システムに危険な人為的な干渉を防止するレベルに温室効果ガスの大気中濃度を安定化するために、より多くのなすべきことが求められていること

などが盛りこまれた。

(2) 資料 1-3 の p5、最初の・について

(原文)

CDM 理事会における CDM 実施の方法・手順に関するルール作りや、条約に基づく最貧国基金を活用した活動など、途上国の視点からも重要な取組が進展しつつある。

(修正案)

該当部分を次のとおり修正。

「CDM 理事会における CDM 実施の方法・手順に関するルール作りや、条約に基づく最貧国基金の支援による適応関連活動など、途上国の視点からも重要な取組が進展しつつある。」

(3) 資料 1-3 の p5、二つ目の について

(原文)

さらに、国内外において、政府関係省庁やシンクタンク等により、次期枠組みのあり方について検討が活発化しつつある。

これらの検討は具体的かつ詳細な枠組みの提案というよりは、将来の枠組みを構築するに当たってどのような課題があり、またそれに対する解決策としてどのようなオプションが考えられるかを整理したものが多。

(修正案)

該当部分を次のとおり修正。

「これらの検討は、将来の枠組みを構築するに当たってどのような課題があり、またそれに対する解決策としてどのようなオプションが考えられるかを整理したものが多いが、具体的な枠組みに係る提案も現れつつある。」